

# 八幡西区環境衛生協会総連合会会則

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1条 この会は、八幡西区環境衛生協会総連合会と称し（以下「本会」という。）事務所を八幡西区役所内に置く。

(目 的)

第 2条 本会は、八幡西区内における公衆衛生の向上及び生活環境の改善に努め、住みよいまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(組 織)

第 3条 本会は、八幡西区内で組織される地区衛生協会連合会（以下「地区連合会」という。）をもって組織する。

2 本会を構成する地区連合会は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 黒崎地区環境衛生協会連合会
- (2) 折尾地区環境衛生協会連合会
- (3) 永犬丸・沖田地区環境衛生協会連合会
- (4) 上津役地区環境衛生協会連合会
- (5) 八幡南地区環境衛生協会連合会

3 前項に掲げる各地区連合会は、別表第一に掲げる環境衛生協会をもって構成する。

## 第2章 事 業

(事 業)

第 4条 第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及向上に関すること。
- (2) 前号の目的を達成するための指導及び実践活動の徹底に関すること。

- (3) 会員の健康増進に関すること。
- (4) 清掃作業及び環境美化に関すること。
- (5) 伝染病の予防及び害虫の駆除に関すること。
- (6) 本会の事業推進状況等を会員に周知するための機関紙、調査資料及びその他の印刷物の発行に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事項。

### 第3章 役員及び役員の任務

#### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5 名 (地区連合会長兼務)
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 1 名 (副会長兼務)
- (5) 監 事 2 名 (理事以外の区会長から)
- (6) 顧 問 若干名

#### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 地区連合会長は、地区連合会を代表し本会則に従い、副会長として会長を補佐し目的達成に協力する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- (4) 理事は、理事会の構成員となり本会の議案を審議し議決する。
- (5) 会計は、会長の承認を得て本会の経費を収支する。
- (6) 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。
- (7) 顧問は、会長の諮問に答える。

(役員を選任等)

第 7 条 役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長は、会員の中から会長選考委員会（理事で構成）が推薦し、区会長会において承認する。
- (2) 副会長（地区連合会長）は、各地区毎に選出し区会長会において承認する。
- (3) 理事は、区会長のうちから、各地区連合会が推薦し、区会長会において承認する。
- (4) 会計は、副会長のうちから会長が推薦し、理事会において承認する。
- (5) 監事は、理事以外の区会長のうちから、理事会が推薦し、区会長会において承認する。
- (6) 顧問は、学識経験者等のうちから、会長が理事会の意見を聞いて委嘱する。

2 下記の者は役員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定する指定暴力団の構成員（以下「暴力団員」という）。
- (2) 暴力団員が役員となっているか、実質的に経営を支配している事業者。
- (3) 暴力団員であることを知りながら雇用・使用し、もしくは下請契約や材料調達契約を締結している事業者。
- (4) 役員等が暴力団（員）として社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有するとして県警察から北九州市に通報された者。
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者として県警察から北九州市に通報された者。

3 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 前項第 1 号から 5 号に該当すると認められたとき。
- (2) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。なお再任は妨げない。

2 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

## 第 4 章 会 議

(会議招集)

第 9 条 会議は、すべて会長が招集する。

(定 足 数)

第 10 条 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議 決)

第 11 条 議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、議長は採決には加わらない。

(会 議)

第 12 条 会議は、区会長会、理事会及び正副会長会とする。

2 前項の会議のほか、会長が必要と認めるときは、特別委員会を設置することができる。

(区会長会)

第 13 条 本会の総会である区会長会は、役員及び区会長をもって構成する。

2 区会長会に議長を置き、議長は理事会の議長を充てる。

- 3 区会長会は、毎年一回以上開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、理事会にはかり臨時に区会長会を開催することができる。
- 5 会長は、会員の3分の1以上の者から付議議案を示して開催の請求があったときは、区会長会を招集しなければならない。
- 6 区会長会は、次の事項を議決する。
  - (1) 経費の負担に関すること。
  - (2) 決算及び予算に関すること。
  - (3) 会則の改廃に関すること。
  - (4) 役員承認に関すること。
  - (5) その他本会の運営に関する重要案件。
  - (6) その他会長が特に必要と認める事項。
- 7 会長は、緊急を要する場合は理事会の決議をもって、区会長会の議決にかえることができる。
- 8 前項の規定による処置については、次の区会長会において報告し、その承認を求めなければならない。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長（地区連合会長）及び理事をもって組織する。

- 2 理事会に議長を置き、議長は理事の互選とする。
- 3 理事会は、毎月一回開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、臨時に理事会を開催することができる。
- 5 会長は、理事の3分の1以上の者から、付議案件を示して開催の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 区会長会に提出する議案に関すること。
  - (2) 会長が付議する会務の執行に関すること。
  - (3) 諸規程の制定、改廃に関すること。
  - (4) 顧問の承認に関すること。

- (5) 軽易な補正予算に関すること。
  - (6) その他会長が必要と認める事項。
- 7 理事会で審議された内容で、全員に周知する必要がある事項については、地区連合会の会議において報告しなければならない。

(正副会長会)

第15条 正副会長会は、会長、副会長（地区連合会長）をもって組織する。

- 2 正副会長会の議長は、会長が務める。
- 3 理事会の議長は、理事会の円滑な運営のため正副会長会に出席することができる。ただし、採決には加わらない。
- 4 正副会長会は、毎月一回開催する。
- 5 会長が必要と認めるときは、臨時に正副会長会を開催することができる。
- 6 会長は、副会長の2分の1以上の者から、付議案件を示して開催の請求があったときは、正副会長会を招集しなければならない。
- 7 正副会長会は、次の事項を審議決定し執行する。
  - (1) 理事会に提出する議案に関すること。
  - (2) 会務の執行に関すること。
  - (3) 書記の任免、服務、給与その他勤務条件に関すること。
  - (4) 市その他行政機関との連絡調整に関すること。
  - (5) その他会長が必要と認める事項。
- 8 前項に規定する事項のうち、日常の軽易な会務の執行については、会長が専決し執行できるものとする。
- 9 前項の規定による処置をとったときは、会長は次の正副会長会において、報告するものとする。
- 10 正副会長会で審議された内容で、全員に周知する必要がある事項については、地区連合会の会議において報告しなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の庶務を処理するため、本会の事務所に事務局を置く。

2 事務局に書記1名を置き、書記は会長が推薦し、正副会長会の承認を得て会長が任命する。

3 書記は、会長の命を受け、本会の庶務を処理し経理を補助する。

4 会長は、八幡西区長の承認を得て事務の一部を市職員に委嘱することができる。

5 前項の各号に定めるもののほか、事務局の運営に関する必要な事項及び書記の服務、給与その他勤務条件については、会長が正副会長会にはかつて別に定める。

## 第6章 経費・会費・予算・予算の暫定措置・決算・会計年度

(経 費)

第17条 本会の経費は、会費・補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第18条 本会の会費は、一世帯あたり毎月3円とする。

2 環境衛生協会は、会員が納入した会費を一括して、次に定める納期までに本会に納入しなければならない。

(1) 全納の場合は、11月末日

(2) 分納の場合は、前期は9月末日、後期は翌年1月末日

(予 算)

第19条 会長は、理事会の審議を経て、毎会計年度予算を調整し、区会長会の議決を得なければならない。

(予算の暫定措置)

第20条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度予算を執行する。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(決算)

第21条 会長は、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、毎会計年度終了後2ヶ月以内に区会長会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑 則

(環境衛生協会及び町会の構成と入会手続き)

第23条 環境衛生協会及び町会の構成並びに入会及び退会手続きは、八幡西区自治総連合会会則第23条及び第24条の規定に準じる。

(委任)

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が理事会はかつて別に定める。

(付 則)

- 1 この会則は、昭和62年5月29日より施行する。
- 2 昭和62年5月29日・5ブロック制に従い改正施行する。
- 3 八幡西区衛生協会連合会会則（昭和49年4月1日施行）は、廃止する。
- 4 この会則は、条文整理と一部改正を行い、八幡西区衛生協会総連合会会則として平成2年1月16日より施行する。



- 5 この会則は、一部改正を行い、平成18年5月24日より施行する。
- 6 この会則は、一部改正を行い、平成25年5月28日より施行する。
- 7 この会則は、一部改正を行い、平成27年5月27日より施行する。